

違反広告物事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づき、屋外広告物の調査及び違反広告物に対する除却その他必要な措置（以下「是正措置」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(留意事項)

第2 調査及び是正措置は、次の点に留意して、計画的かつ公平に行うものとする。

(1) 対象選択に係る公平性の確保

調査及び是正措置は、管内全域の規制地域及び規制物件等を対象として、計画的に行われなければならない。

(2) 手順に係る公平性の確保

調査及び是正措置は、違反広告物に対する措置フロー（別紙1）に従って行われなければならない。

2 違反者が、法及び条例の趣旨を理解し自発的に違反物件を是正することが望ましいことから、行政処分に先立ち、事情聴取、口頭指導、文書指導等の行政指導を徹底するものとする。

(違反広告物)

第3 違反広告物とは、次の各号に掲げる広告物等とする。

(1) 条例第3条（禁止地域等）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

(2) 条例第4条（禁止物件等）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

(3) 条例第5条（許可地域等）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

(4) 条例第8条（禁止広告物等）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

(5) 条例第9条第1項（許可の期間及び条件）の規定により定められた許可の期間を超えて、又は許可に付された条件に違反して表示され又は設置されたもの

(6) 条例第10条（変更等の許可）の規定による許可を受けないで変更又は改造されたもの

(7) 条例第13条（管理義務）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

(8) 条例第14条（除却義務）の規定に違反して表示され又は設置されたもの

第2章 調査

(調査計画等)

第4 屋外広告物事務を所管する土木建築事務所長（以下「所長」という。）は、毎年度、調査対象路線・地区、調査日程等について違反広告物調査計画を策定し、これに基づき定期的に現地を巡回して行う巡回調査の外、必要に応じて個別の調査を行い、違反広告物の発見に努めるものとする。

- 2 違反広告物調査計画は、違反広告物には特定の路線・地区に係るもの（条例第3条及び第5条関係）と管内全域に係るもの（第4条、第8条及び第13条関係）があること等に留意して策定するものとする。
 - 3 調査は、違反広告物及び関係人に係る次の事項について行うものとする。
 - (1) 違反広告物
 - ア 設置場所
 - イ 設置年月日
 - ウ 表示内容
 - エ 種類、構造等
 - (2) 関係人（住所・氏名・連絡先）
 - ア 広告主
 - イ 設置者
 - ウ 管理者
 - エ 土地、建物所有者等
 - 4 違反広告物が建築基準法、道路法等他法令の規定にも違反すると認められる場合は、速やかに関係機関に通報し、当該機関と連携して処理を図るものとする。
- 第5 調査を行う職員は、立入検査権限及び簡易除却権限に係る身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。また、土地又は建物に立ち入るときは、あらかじめ所有者等の承諾を得るものとする。
- 2 第4第3項の調査内容等で確認できなかった事項については、関係人等に対し個別に照会（様式例1）し、調査するものとする。
- （違反広告物処理台帳の作成）
- 第6 調査により確認した事項は、違反広告物処理台帳（様式例2）に記録するものとする。

第3章 簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等）に係る是正措置

（自主除却の通告）

第7 違反広告物が簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等）である場合は、当該違反広告物を表示し、設置し、又は管理する者（以下「表示者等」という。）に対し、口頭又は文書（様式例3）の送付により自主的な除却を行うように通告するものとする。

ただし、表示者等が判明しない場合及び汚染、損傷等が著しく広告物としての機能を失っているものについては、通告を省略することができる。

- 2 前項に規定する自主的な除却は、直ちに行わせるものとする。ただし、やむを得ない理由が認められる場合は、期限を定めて行わせることができる。

（簡易除却の実施）

第8 法第7条第4項の規定による簡易除却は、次の各号に掲げる違反広告物について行うものとする。

- (1) はり紙

- 第3の各号の一に掲げるものと明らかに認められるもの

(2) はり札等、広告旗又は立看板等

第3の各号の一に掲げるもののうち、補修若しくは必要な管理をなさず良好な状態に保持されていないもの又は第7の自主除却の通告から概ね5日を経過した後も放置されているもの

(保管等)

第9 簡易除却した違反広告物のうち、はり札又は立看板であって財産的価値が高いと認められるものは、除却後、一定期間保管するとともにその旨を公示するものとする。

2 保管した物件は、保管期間内に表示者等から引取りの申し出があった場合は誓約書(様式例4)及び受領書(様式例5)を徴しこれを引き渡すものとし、引取りの申し出がない場合は、これを処分するものとする。

(告発等)

第10 同一の表示者等による違反広告物が、繰り返し簡易除却の対象となった場合は、所長は、第7の規定にかかわらず当該表示者等に対し是正指導書(様式例6)により文書指導を行うものとする。

なお、文書指導を行った場合は、都市計画課長にその内容を文書で報告するものとする。また、違反の程度が著しい者については、必要に応じて所轄警察署長に告発を行うものとする。

第4章 簡易広告物以外の違反広告物に係る是正措置

(指導)

第11 簡易広告物以外の違反広告物(以下この章において単に「違反広告物」という。)については、下記により表示者等に対し是正を指導するものとする。

(1) 口頭(電話等)により、当該違反広告物が法令に違反していることを伝えるとともに、自主的な是正を指導するものとする。

(2) 口頭による指導を再三行ったにもかかわらず、なお当該違反広告物が是正されない場合は、所長は、文書指導を行うとともに、都市計画課長にその内容を文書で報告するものとする。

(3) 文書指導は、是正指導書及び是正計画書(様式例7)又は屋外広告物許可申請書を交付(郵送の場合は配達証明で行い、手交の場合は受領者の署名を徴する。)して行うものとするものとする。

なお、是正計画書又は屋外広告物許可申請書の提出期限は、発送の日から概ね2週間を経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出日から最長で6月以内とするものとする。

(4) 是正計画書が提出されたときは、所長は、計画内容を審査し必要な補正を指導する。また、是正期限まで適宜進捗状況を確認するものとする。

2 違反広告物の表示場所として土地、建物等を提供している者(以下「土地提供者等」という。)に対しては、前項の規定による是正に協力するよう依頼するものとする。

(勧告)

第12 表示者等が第11の指導に応じない場合は、所長は、表示者等に対して、是正するよう期限を付して勧告を行うとともに、都市計画課長にその内容を文書で報告するものとする。

2 勧告は、勧告書（様式例8）を交付（郵送の場合は配達証明で行い、手交の場合は受領者の署名を徴する。）して行うものとする。

3 土地提供者等に対しては、必要に応じ、勧告書の写しを添え、文書（様式例9）により、勧告内容の履行に協力するよう依頼するものとする。

（是正措置の完了確認）

第13 違反広告物の是正措置が完了したときは、表示者等に対し、是正完了報告書（様式例10）の提出を求めるものとする。

2 是正完了報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、違反広告物が是正されたことを確認するものとする。

（措置命令等）

第14 第12の規定による勧告書の送達後2週間を経過しても是正計画書若しくは屋外広告物許可申請書が提出されないとき又は違反広告物が是正されないときは、所長は、表示者等に対し、条例第15条第1項又は第17条第1項の規定に基づく措置命令又は除却命令（以下「措置命令等」という。）を行うとともに、都市計画課長にその内容を文書で報告するものとする。

2 措置命令等は、命令書（様式例11）を交付（郵送の場合は配達証明で行い、手交の場合は受領者の署名を徴する。）して行うものとする。

（聴聞）

第15 措置命令等を行う場合には、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第12条の規定に基づく意見陳述のための手続として、聴聞を行うものとする。

2 同条例第14条第1項の規定に基づく通知は、聴聞通知書（様式例12）により行うものとする。

（告発等）

第16 措置命令等を受けた者が当該措置命令等の期限までに当該命令に従わない場合は、所長は、都市計画課長にその内容を報告するものとする。また、必要に応じて所轄警察署長に告発を行うものとする。

（略式代執行）

第17 第2章の調査を尽くしても表示者等を確知できない場合は、所長は、条例第15条第2項又は第17条第2項の規定に基づく除却手続を執ることができる。

2 条例第15条第2項又は第17条第2項のただし書きの規定による告示手続は、所長の依頼（様式例13号）に基づき都市計画課において行うものとする。

（行政代執行）

第18 表示者等が措置命令等に従わない場合で、美観風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく手続を執ることができる。

- 2 前項の手続を執ったときは、所長は、都市計画課長にその内容を報告（様式例 1 4）するとともに第 9 の例により当該違反広告物の保管等を行うものとする。
（禁止地域等の指定があった場合の経過措置の対象となる広告物等に対する指導）
第 1 9 条例第 7 条の規定により引き続き表示し又は設置することができるとされた広告物等については、所要事項を調査の上、特例広告物台帳（様式例 1 5）を作成するものとする。
- 2 前項の広告物等の表示者等に対しては、当該広告物等の是正措置の指導を行い、是正計画書の提出を求めるものとする。
- 3 是正計画書の提出期限は、是正措置の指導を行った日から概ね 2 週間を経過した日とするものとする。
- 4 第 1 項に規定する広告物等の土地提供者等に対しては、必要に応じ、第 2 項の規定による是正に協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。